役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

社会福祉法人琴平町社会福祉協議会

（目　的）

1. この規程は、社会福祉法人琴平町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

1. この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。
   1. 「役員」とは、理事及び監事をいう。
   2. 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
   3. 報酬と次号に定める費用は、明確に区分する。
   4. 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及びその他の経費をいう。

（報酬の支給）

1. 本会は、会長以外の役員に対して役員報酬は支給しない。

２　本会は、会長に対して10万円の報酬を支給する。

３　評議員の報酬は、定款第10条に定めるとおり無報酬とする。

（報酬の総額）

1. 定款第25条に定める役員の報酬の総額は年間１０万円以内とする。

（報酬の支給方法）

1. 会長報酬は年1回、年度末の３月に支給するものとする。

２ 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

（費用弁償）

1. この役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払を要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

（公　表）

1. 本会は、本規程を社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準とし、同法の規程に基づき公表するものとする。

（改　正）

1. この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

（細　則）

1. この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則　この規程は、平成２９年　６月２６日より施行する。

附則　この規程は、平成３０年　３月２７日より施行する。